

Hong Kong 2020-21 Budget insights

26 February 2020

困難に備える 香港財政予算 案

主なポイント

- ▶ 18歳以上の香港永住者を対象に1万香港ドルを支給
- ▶ 2019-20年度においては、事業所得税・給与所得税及びパーソナル・アセメントについて、税額の100%または20,000香港ドルのいずれか小さい金額を税額控除
- ▶ 課税対象となる不動産物件について、2020-21年度の不動産税を四半期ごとに最大1,500香港ドル免除
- ▶ 社会保障給付を1か月分追加
- ▶ 公共賃貸住宅在住の低所得者に1か月分の家賃を補助
- ▶ 課税対象となる非住宅用物件について、2020-21年度の不動産税を最初の2四半期にそれぞれ最大5,000香港ドル、残りの2四半期にそれぞれ最大1,500香港ドル免除
- ▶ 2020-21年度の事業登録税を削減
- ▶ 会社の年次報告書の登記費用を2年間免除
- ▶ HKMC年金プランの最低加入年齢を65歳から60歳に引き下げ、早期加入が可能へ
- ▶ 総額130億香港ドル以上の物価連動型債及びシルバー債を発行

財政長官(FS)はこの10年以上に渡り、困難に備える財政準備金を慎重に維持することの必要性を呼び掛けてきましたが、ついに、その困難が2019~20年度に訪れました。

財政長官は今回の予算演説で、中米貿易紛争がもたらす逆風に加えて、2019~20年度にはさまざまな「社会問題」とコロナウイルスの影響で経済が大きな打撃を受けていると指摘しました。このような最悪な事態において、財政長官は、香港市民が一連の救済措置に期待していることを認めており、これが1,200億香港ドル以上の「大規模」景気対策を実施するという決定のきっかけとなりました。そして、財政長官は一連の救済措置について、企業支援、雇用保障、景気対策、市民負担の軽減という4大目的に対応するものであると述べました。

救済措置のうち最大の柱は、香港政府(以下、「政府」)が710億香港ドルを投入し、18歳以上の香港永住者に対し、1人当たり10,000香港ドルの現金支給を行うというものです。財政長官は、今回の現金支給は巨額の公的資金を必要とするものの、現在の特殊な状況における例外的な一回限りの措置であり、香港の長期的な財政に負担をかけるものではないと説明しました。事実上、財政健全化という路線から大きく逸脱しているとみられるかもしれません、財政長官は、当該一回限りの救済措置(及び実際には収益とならない特定の項目)を除くと、2020~21年の財政赤字が1,391億香港ドルから590億香港ドルに削減されるように努めています。この点、590億香港ドルの赤字は国際的に許容されるGDPの3%以内に十分に収まります。

財政長官は、2021~22年度から2024~25年度まで香港GDPの0.2%~0.6%に相当する赤字が継続すると予測していますが、このような比較的重要でない赤字はそれほど懸念すべきものではありません。しかし、ここで留意すべきは、この赤字は香港経済がこの期間に2.8%の成長率、すなわち、過去10年間の平均成長率を達成するという予測に基づいています。したがって、政府は香港が現在の経済的困難から再興し、強く回復できることを保証することが不可欠です。この点で、財政長官が今回の予算案で示した、香港経済の多様化に向けた取り組みは、大きな想定外がなければ、役に立つはずです。

財政長官が発表した医療保険制度の強化及び住宅供給増加のための長期的な措置は歓迎されるものです。財政長官は、政府が「Lantau Tomorrow」などのプロジェクトに対する公的資金の投入に際し、厳格な監査・監視メカニズムを実施すると保証していますが、近年の大規模な公共インフラ工事での予算超過の実態を考えると、一定の懸念が残ります。

財政長官は、政府は刻々と変化する国際税務の情勢や、香港の税制が引き続き企業や人材を惹きつけることの重要な性について、細心の注意を払うべきであると適切に指摘しました。また、財政長官は香港源泉所得課税制度に基づく「単純低税率」を主張する一方で、税率の見直しや新たな財源を検討する可能性について言及しました。

全体として、財政長官は市民の期待に応え、最近の社会不安とコロナウイルスの発生という2つの衝撃から、迅速な救済を提供する予算案を提出しました。今回発表された実質的な救済措置は、性質上「一回限り」であり、香港経済が現在の景気後退から回復し、正常な成長率に復帰することができれば、将来の構造的赤字は発生しないと考えられます。この点を考慮すると、財政長官がこれまで及び前任者によって蓄えられた香港の財政準備金の一部を使うという決定は理にかなっています。現在は紛れもなく困難期であると言えます。

香港の船舶リース事業及びリースマネジメント事業の推進

香港の船舶リース及び関連する海事事業活動を促進するために、財政長官は今回の演説で、香港で当該活動を行っている納税者向けの優遇税制法案が既に提出されていることに言及しました。優遇税制案の下で、関連する納税者に以下の税制上の優遇措置を提供します。

- i. 適格船舶リース事業者の適格船舶リース活動により得られる適格所得に対する税率は、オペレーティング・リース及びファイナンス・リース(すなわち、資金調達リース)いずれの場合も0%となります。
 - ii. 適格船舶リースマネジメント事業者が、当該法案で定義されている関連会社でない適格船舶リース事業者のために適格船舶リースマネジメント活動を行う場合、適格所得に対する税率は8.25% (現在の標準法人税率16.5%の半分)となります。ただし、当該適格船舶リース事業者が当該法案で定義されている関連会社である場合、その税率は0%に引き下げられます。
 - iii. 減価償却費の損金算入が認められなくなる代わりに、適格船舶所有リース事業者のオペレーティング・リースに関する課税所得は、リース料純額(リース料総額から減価償却費以外の費用を控除した額)の20%とみなされます。
 - iv. 適格船舶リース事業者のファイナンス・リースに関する課税対象額は、関連するファイナンス・チャージまたは受取金融利息から控除可能費用を差し引いた金額になります。
- ただし、上記の税優遇措置の対象となるためには、納税者は次の基準を満たす必要があります。
- (i) 香港で正規雇用されている適格従業員数について、船舶リース事業者は少なくとも2名、船舶リースマネジメント事業者では1名が必要です。
 - (ii) 香港で発生した年間営業費用について、船舶リース事業者は780百万香港ドル以上、船舶リースマネジメント事業者では1百万香港ドルが必要です。

ただし、グループレベルで雇用され、優遇税制案の適用対象となる複数のグループ会社に勤務する場合、香港で雇用されている正規雇用者数をどのように数えるかは、明確にはなっていません。

さらに、同法案における「船舶リースマネジメント活動」の範囲を定義するために使用される用語は、対応するシンガポールの税制の用語と異なります。したがって、この法案で提案されている税制が、同地域における香港の主要な競争相手であるシンガポールの制度に類似しているかは、あまり明確ではありません。

弊事務所は、政府が上記の点を明確にし、優遇税制案が競争相手の制度よりも競争力のあるものとなることを期待しています。

香港の再保険・特殊保険事業の国際競争力を強化

特殊リスク(例えば、海洋、航空、農業、大災害、政治リスク、戦争リスク、貿易信用)に対する保険・再保険事業の需要は、中国の一帯一路の下で大幅に増加すると予想されます。

財政長官は、香港が国際市場で競争し、新たな機会をつかむために、もう1つの法案が導入されたことを言及しました。当該法案の下で、関連する保険会社や保険ブローカーに対し、以下の税制上の優遇措置を提供します。

- i. 直接保険会社(以下、「特定保険会社」)の一般保険事業により得られる所得に対する優遇税率は、特定の現地需要主導型事業からの利益を除き、8.25%となります(現在の標準法人税率16.5%の半分)。
- ii. 専門再保険会社に適用されている現行8.25%の優遇税率が、特定保険会社の一般再保険事業にも適用されます。
- iii. 認可保険仲立会社の所得のうち、(a)専門再保険会社、または(b)当該法案に基づく優遇税率の適用を認められる特定保険会社によって成立された保険契約に関連する部分には、8.25%の優遇税率が適用されます。

弊事務所は、他の主要な保険ハブに対して、香港の競争力を高める当該法案の導入を歓迎します。当該法案の成立により、現在多くの保険及び保険ブローカー事業に8%~10%の軽減税率を導入しているシンガポールとの格差を縮めることができます。

香港プライベートエクイティファンド産業の促進

より多くのプライベートエクイティ(以下、「PE」)ファンドを香港で運営することを奨励するために、財政長官は今回、このようなファンドのニーズに応えるリミテッドパートナーシップ体制に関する法律が準備されていると述べました。

さらに、財政長官は、一定の条件が満たされることを前提に、PEファンドがファンド・マネージャーに発行する「繰越持分」への優遇税制案についても業界との協議を行う予定です。

「繰越持分」とは、一般的に、ファンドの財務実績が一定のハードル・レートを超えた場合、ファンドの利益が優先的にファンド・マネージャーに付与されるというPEファンドのファンド・マネージャーの持分のことを指します。

現在、内国歳入局は、このような「繰越持分」は、形を変えたマネジメント・フィーであるとして課税対象となると、しばしば主張しています。

香港のグリーン・ファイナンス・ハブ機能をさらに強化

財政長官は、政府が2019年5月にグリーン・ボンド・プログラムの下で、初の10億米ドルのグリーンボンドの発行を完了させたことに言及しました。政府は市場の状況を勘案し、今後5年以内に総額660億香港ドルのグリーンボンドをさらに発行する予定です。

香港がこの地域のグリーン・ファイナンスの主要ハブとして発展する可能性を最大化するために、財政長官は香港でのグリーンボンドの発行と投資を奨励する税制の導入を検討すべきかもしれません。

これに関連し、財政長官は適格グリーンボンド(以下、「QGB」)の発行について、その発行及びコンプライアンスコストに関する適格支出に対し、200%の損金算入を検討する可能性があります。これは、第三者認証の取得に関連する費用や、発行後の定期的な報告義務の遵守に関連する費用など、発行者がグリーンボンドの発行で負担する追加費用を相殺することになります。香港QGBへの投資を促進するために、財政長官は、既存の適格債務証書制度の免税範囲をすべてのQGBに拡大することも検討する可能性があります。

弊事務所は、財政長官が上記の税務措置案をさらに検討することを期待しています。

BEPS 2.0の下で提案されている世界最低税率への香港の対応

経済協力開発機構による税源浸食・利益移転イニシアティブ(以下、「BEPS」)によって生み出された新たな国際税務環境は進化をつづけ、香港の既存の税制と制度に多くの課題をもたらしています。

BEPS 2.0の下で、相互に関連する一連のルールは、国際事業を展開しているすべての事業者に、その事業場所に関わらず、少なくとも最低税率で課税することを確保するためのグローバルな最低課税制度として効果的に機能するでしょう。

BEPS 2.0の適用で、BEPSに適応した優遇税制、あるいは源泉所得主義税制等の切り出しがない場合、多くの香港の現行税制、機能及び制度の実行可能性または妥当性に深刻な問題が生じ、抜本的な見直しが必要となる可能性があります。

これらの課題に対応するため、財政長官は、国際課税や経済発展の分野で経験を積んだ学者、専門家、及び経済界関係者を招聘し、この問題に関する助言を得ることを発表しました。

主要な予算案作成上の仮定、予測及び基準

2020-21年度から2024-25年度の中期予測における仮定

- ▶ 予測期間の実質GDP成長率は、2020年を-1.5%～0.5%、2021年～2024年のトレンドを2.8%と見積
- ▶ 投資利益率は、2020年度を3.1%、その後を年間4%～5.3%と見積
- ▶ 2021-22年度以降の土地売却収入をGDPの4.2%と見積
- ▶ 2024年3月31日時点の財政準備金の予測残高は、前回は1兆2,246億香港ドルと見積もられたが、今回は9,445億香港ドルへと修正された(その年度のGDPの28.0%に相当)。また、2025年3月31日時点の財政準備金の予測残高は、9,371億香港ドルと見積もられている(その年度のGDPの26.5%に相当)。

予算案作成基準

- ▶ **予算收支**
長期的に総合収支の均衡を維持
- ▶ **歳出方針**
長期的な経済成長率に対応した公共支出
- ▶ **財政準備金**
長期的に適切な準備金を維持

中期予測と財政準備金(単位:十億香港ドル)

| 年度 | 2019-20 (改訂後) | 2020-21 | 2021-22 | 2022-23 | 2023-24 | 2024-25 |
|---------------------|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一般会計歳入 | 410.2 | 434.7 | 519.6 | 545.7 | 557.8 | 580.7 |
| 一般会計歳出 | (528.2) | (617.7) | (568.1) | (594.8) | (613.6) | (636.4) |
| 一般会計収支 | (118.0) | (183.0) | (48.5) | (49.1) | (55.8) | (55.7) |
| 資本会計歳入 | 157.0 | 137.8 | 155.6 | 172.8 | 173.8 | 178.8 |
| 資本会計歳出 | (83.1) | (113.4) | (135.6) | (152.4) | (145.4) | (134.4) |
| 政府債返済前の資本剩余金 | 73.9 | 24.4 | 20.0 | 20.4 | 28.4 | 44.4 |
| 付加:グリーンボンド発行による正味収入 | 7.8 | 19.5 | 11.7 | 11.7 | 11.7 | 11.7 |
| 控除:政府債及び証券の返済 | (1.5) | | | | | (7.8) |
| 総合収支 | (37.8) | (139.1) | (16.8) | (17.0) | (15.7) | (7.4) |
| 3月31日時点の財政準備金 | 1,133.1 | 994.0 | 977.2 | 960.2 | 944.5 | 937.1 |

Hong Kong office

Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau
22/F, CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong
Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

Ian McNeill
Deputy Asia-Pacific Tax Leader
+852 2849 9568
ian.mcneill@hk.ey.com

| Non-financial Services | | | | | Financial Services |
|--|--|--|--|--|--|
| David Chan Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com | | | | | Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com |
| Business Tax Services / Global Compliance and Reporting | | | | | Business Tax Services / Global Compliance and Reporting |
| Hong Kong Tax Services | | | | | Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com |
| Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com | Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com | Chee Weng Lee +852 2629 3803 chee-weng.lee@hk.ey.com | May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com | Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com | |
| Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com | Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com | Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com | Michael Stenske +852 2629 3058 michael.stenske@hk.ey.com | | |
| China Tax Services | | | | | International Tax and Transaction Services |
| Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com | Lorraine Cheung +852 2849 9356 lorraine.cheung@hk.ey.com | Sam Fan +852 2849 9278 sam.fan@hk.ey.com | Becky Lai +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com | Carol Liu +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com | International Tax Services |
| Tax Technology and Transformation Services | | | | | James Badenach +852 2629 3988 james.badenach@hk.ey.com |
| Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com | Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com | Jacqueline Bennett +852 2849 9288 jacqueline.bennett@hk.ey.com | | | |
| International Tax and Transaction Services | | | | | Vanessa Chan +852 2629 3708 vanessa.ps.chan@hk.ey.com |
| International Tax Services | | Transfer Pricing Services | | | |
| Cherry Lam +852 2849 9563 cherry-lw.lam@hk.ey.com | Jeremy Litton +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com | Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com | Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com | Adam Williams +852 2849 9589 adam-b.williams@hk.ey.com | |
| Jo An Yee +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com | | | | | Transfer Pricing Services |
| Transaction Tax Services | | | | | Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com |
| David Chan +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com | Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com | Tami Tsang +852 2849 9417 tami.tsang@hk.ey.com | Eric Lam +852 2846 9946 eric-yh.lam@hk.ey.com | Transaction Tax Services | |
| Indirect Tax Services | | People Advisory Services | | | |
| Andy Leung +852 2629 3299 andy-sy.leung@cn.ey.com | Ami Cheung +852 2629 3286 ami-km.cheung@hk.ey.com | Robin Choi +852 2629 3813 robin.choi@hk.ey.com | Jeff Tang +852 2515 4168 jeff.tk.tang@hk.ey.com | Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com | |

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via [ey.com/privacy](#). For more information about our organization, please visit [ey.com](#).

© 2020 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

APAC no. 03009746
ED None.

[ey.com/china](#)

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

